

国際取引法学会・金融税制部会（2025年9月7日（日）15時～16時30分）

表題：役員報酬に対する法規制—各国の現状とあり方の比較

報告者：堀治彦（東北学院大）、コメンテーター：熊代拓馬（神戸大学）

報告要旨：

本報告は表題の通り、役員報酬に対する法規制を取り上げることにある。主たるスコープは公開企業における役員報酬の規制であり、本邦法人税法における役員給与の損金性について、諸外国（英米仏独）との比較を加え、検討を行う。近時、日本企業のコーポレートガバナンス改革の進展や各種法令等の整備などにより、役員報酬を取り巻く環境が変化してきたが、日本企業の更なる持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点からは、法人税制の在り方についての継続的な検討が期待される。

周知の通り、わが国の法人税法において法人が使用人に対して支給する給与は、人件費として、原則全ての損金に算入されるが、法人の役員は法人に対して使用人とは異なる特殊の関係に立っているため、使用人と異なる取扱いがされる。この取扱いは役員給与の損金不算入規定（法人税法34条）としてわが国の税務において広く認識されている。同規定は、原則損金不算入として税務上の費用性について制約がかけられ、定期同額給与・業績連動給与・事前確定届出給与の3つに該当するものが税務上の費用として認められている。また、前述の3つの類型に該当したとしても、不相当に高額な部分は損金性が認められず、費用性・損金性を考慮する上では厳格な規定とも理解できる。

やや乱暴な表現をするのであれば、役員給与の損金不算入規定は公開企業と非公開企業の区別なく適用される。ところが、租税法の適用解釈が問題となっているのは非公開企業の事例が多く、公開企業にも同様の厳格さを求めてよいかという視点は複数の研究から行われてきたところである。

報告者は、この点に関連し、官公庁の調査（令和6年度産業経済研究委託調査事業）において諸外国の役員報酬税制について調査を行う機会に接した。これらの調査内容をもとに、今日の役員報酬税制を考察することが本報告の目的である。

また、小職と同じく上記調査に参加し、会社法制パートの総括を行なった熊代氏（神戸大）をコメンテーターに迎えることで、税制だけではなく、役員報酬を決定づける会社法制の観点からも議論を加えることでよりシナジーのある報告とすることを目的とする。